

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

大阪府	
市区町村数	43

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌	府内の連絡会議	の有無	諮詢機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無			
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
							41	42	34		43						
27	100	大阪市	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課	1	1	1	1	1	大阪市男女共同参画推進条例	2002年12月4日	2003年1月1日	大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	140	堺市	市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課	1	2	1	1	1	堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例	2002年3月28日	2002年4月1日	第5期さかい男女共同参画プラン	2022年4月	～	2027年3月	1	1
27	202	岸和田市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	1	岸和田市男女共同参画推進条例	2010年12月20日	2011年4月1日	第4期きしわだ男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	203	豊中市	人権政策課	1	2	1	1	1	豊中市男女共同参画推進条例	2003年10月10日	2003年10月10日	第3次豊中市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
27	204	池田市	人権・文化国際課	1	2	1	1	1	池田市男女共同参画推進条例	2002年9月27日	2002年9月27日	第3次池田市男女共同参画推進計画(いけだパートナーシップ21)改訂版	2025年4月1日	～	2035年3月31日	1	1
27	205	吹田市	人権政策室	1	2	1	1	1	吹田市男女共同参画推進条例	2002年10月9日	2002年11月1日	第5次すいた男女共同参画プラン	2023年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	206	泉大津市	人権くらしの相談課	1	2	1	1	1	泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例	2007年12月14日	2008年4月1日	第3次泉大津市男女共同参画推進計画	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	207	高槻市	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	1	高槻市男女共同参画推進条例	2005年12月20日	2006年4月1日	第2次高槻市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2033年3月31日	1	1
27	208	貝塚市	人権政策課	1	2	1	1				4	貝塚市男女共同参画計画(第4期)コスモスプラン	2023年4月	～	2033年3月	1	1
27	209	守口市	人権市民相談課	1	2	1	1	1	守口市男女共同参画推進条例	2009年12月21日	2010年4月1日	第3次守口市男女共同参画推進計画(改訂版)	2016年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	210	枚方市	人権政策課	1	2	1	1	1	枚方市男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日	第3次枚方市男女共同参画計画改訂版	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1
27	211	茨木市	人権・男女共生課	1	1	1	1				3	いばらきジェンダー平等プラン(第3次茨木市男女共同参画計画)	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
27	212	八尾市	人権政策課□	1	2	1	1	1	八尾市男女共同参画推進条例	2009年12月25日	2010年4月1日	八尾市はつらつプラン(改定版)～第3次八尾市男女共同参画基本計画～	2021年4月	～	2027年3月	1	1
27	213	泉佐野市	人権推進課	1	1	1	1	1	泉佐野市男女共同参画まちづくり条例	2017年3月27日	2017年4月1日	第3次泉佐野市男女共同参画推進計画	2022年4月1日	～	2032年3月31日	1	1
27	214	富田林市	人権・市民協働課	1	2	1	1	1	富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例	2011年3月18日	2011年4月1日	第3次富田林市男女共同参画計画(ウィズプラン)	2017年4月1日	～	2027年3月31日	1	1
27	215	寝屋川市	危機管理部人権・男女共同参画課	1	2	1	1				4	第5期ねやがわ男女共同参画プラン	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1
27	216	河内長野市	人権推進課	1	2	1	1	1	河内長野市男女共同参画条例	2005年9月29日	2006年1月1日	河内長野市男女共同参画計画(第4期)	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1
27	217	松原市	人権交流センター	1	2	1	1	1	松原市男女輝きまちづくり条例	2015年4月1日	2015年4月1日	第5期まつばら男女かがやきプラン	2024年4月	～	2029年3月	1	1
27	218	大東市	人権室	1	2	1	1	1	大東市男女共同参画推進条例	2007年3月23日	2007年4月1日	第4次大東市男女共同参画社会行動計画	2019年4月	～	2029年3月	1	1
27	219	和泉市	和泉市総務部人権・男女参画室	1	1	1	1	1	和泉市男女共同参画推進条例	2007年7月11日	2007年8月1日	第3期和泉市男女共同参画行動計画	2015.4.1	～	2027.3.31	1	1
27	220	箕面市	人権文化部 人権施策室	1	2	1	1				4	箕面市男女協働参画推進プラン	2021年4月	～	2031年3月	2	1

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌	府内の連絡会議	の有無	諮詢機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
27	221	柏原市	人権推進課	1	2	1	1	柏原市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年4月1日		第4期かしわら男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1	1
27	222	羽曳野市	市民生活部 人権推進課	1	2	1	1	羽曳野市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
27	223	門真市	人権市民相談課	1	2	1	1	門真市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第3次かどま男女共同参画プラン	2023年度	~	2032年度	1	1
27	224	摂津市	人権女性政策課	1	1	1	1				4	第4期摂津市男女共同参画計画 ～ウィズプラン～	2022/4/1	~	2032/3/31	1	1
27	225	高石市	人権・生活相談課	1	2	1	1				4	第2次高石市男女共同参画計画	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
27	226	藤井寺市	協働人権課	1	2	1	1	藤井寺市男女共同参画推進条例	2011年3月25日	2011年4月1日		第4期男女共同参画のための藤井寺市行動計画～スクラムチャレンジプラン～	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
27	227	東大阪市	多文化共生・男女共同参画課	1	1	1	1	東大阪市男女共同参画推進条例	2004年7月1日	2004年7月1日		第4次東大阪市男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
27	228	泉南市	人権推進課	1	1	1	1	泉南市男女平等参画推進条例	2011年12月26日	2012年4月1日		第4次せんなん男女平等参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1
27	229	四條畷市	人権・市民相談課	1	2	1	1	四條畷市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年7月1日		第2次四條畷市男女共同参画推進計画	2017年4月	~	2026年3月	1	1
27	230	交野市	総務課	1	2	1	1	交野市男女共同参画推進条例	2014年4月1日	2014年4月1日		第3次交野市男女共同参画計画	2023年4月	~	2033年3月	1	1
27	231	大阪狭山市	市民生活部広報広聴・人権啓発グループ	1	2	1	1	大阪狭山市男女共同参画推進条例	2006年12月22日	2007年4月1日		第4期大阪狭山市男女共同参画推進プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
27	232	阪南市	人権推進課	1	2	1	1	阪南市男女共同参画推進条例	2014年3月27日	2014年4月1日		阪南市男女共同参画プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1
27	301	島本町	人権文化センター	1	2	1	1				4	しまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～	2024年4月	~	2034年3月	1	1
27	321	豊能町	生活福祉部 住民人権課	1	2	2	2				4	第3次 豊能町男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
27	322	能勢町	総務部総務課	1	2	1	1				4	第2次男女共同参画プラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	2	1
27	341	忠岡町	産業住民部住民人権課	1	2	1	1	忠岡町男女共同参画推進条例	2013年3月4日	2013年4月1日		第2次忠岡町男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
27	361	熊取町	人権・女性活躍推進課	1	2	1	1	熊取町男女共同参画推進条例	2013年3月29日	2013年4月1日		熊取町第3次男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
27	362	田尻町	総務部企画人権課 人権・男女共生室	1	2	1	1	田尻町男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第3次田尻町男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2035年3月31日	1	1
27	366	岬町	人権推進課	1	2	2	1	岬町男女共同参画推進条例	2013年3月27日	2013年4月1日		第3次岬町男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
27	381	太子町	政策総務部 住民人権課	1	2	1	1	太子町男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第2次太子町男女共同参画推進計画 (改訂版)	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
27	382	河南町	人権男女共同社会室	1	2	1	1	河南町男女共同参画推進条例	2013年3月13日	2013年4月1日		かなんジェンダー平等推進プラン (2023から2032)	2023年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
27	383	千早赤阪村	民生部住民課	1	2	1	1	千早赤阪村男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日		第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1

<選択肢回答>

所属
1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議
1 有
2 無

事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮詢機関
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目途に検討中 1 一体
- 2 2026年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

大阪府

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体						
		問6-1		問6-4 所在地等						問6-5 施設管理		事業運営				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他		
		30								3	27	18	12	1	16	8
27 100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	クレオ大阪中央	543-0002	大阪市天王寺区上汐5-6-25	06-6770-7200	06-6770-7705	https://creo-osaka.or.jp/chouou/	<input type="radio"/>							
27 100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館	クレオ大阪子育て館	530-0041	大阪市北区天神橋6-4-20	06-6354-0106	06-6354-0277	https://creo-osaka.or.jp/north		<input type="radio"/>						
27 100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター西部館	クレオ大阪西	554-0012	大阪市此花区西九条6-1-20	06-6460-7800	06-6460-9630	https://creo-osaka.or.jp/west/		<input type="radio"/>						
27 100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター南部館	クレオ大阪南	547-0026	大阪市平野区喜連西6-2-33	06-6705-1100	06-6705-1140	https://creo-osaka.or.jp/south/		<input type="radio"/>						
27 100	大阪市	大阪市立男女共同参画センター東部館	クレオ大阪東	536-0014	大阪市城東区鶴野西2-1-21	06-6965-1200	06-6965-1500	https://creo-osaka.or.jp/east/		<input type="radio"/>						
27 140	堺市	堺市男女共同参画交流の広場		599-8123	大阪府堺市東区北野田1077アミナス北野田3階	072-236-8266	072-236-8277	https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/jinken/danjokyodosankaku/sodan_koryu/kyodosankakuhiroba.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
27 140	堺市	堺市立男女共同参画センター	コクリコさかい	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東4丁1-27	072-223-9153	072-223-7685	https://www.city.sakai.lg.jp/yoayakuanai/bunrui/bunka/jinken/danjocenter.html		<input type="radio"/>						
27 202	岸和田市	岸和田市立男女共同参画センター		596-0042	大阪府岸和田市加守町4丁目6番18号	072-441-2535	072-441-2536	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/20/		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
27 203	豊中市	とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ	すてっぷ	560-0026	大阪府豊中市玉井町1-1-1-501	06-6844-9772	06-6844-9706	https://toyonaka-step.jp		<input type="radio"/>						
27 204	池田市	池田市ダイバーシティセンター		563-0032	大阪府池田市石橋1-23-6 ツナガリエ石橋5階	072-768-8020	072-735-7589	https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/siminseikatsu/jinkenbunka/diversity/index.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
27 205	吹田市	吹田市立男女共同参画センター	デュオ	564-0072	大阪府吹田市出口町2番1号	06-6388-1451	06-6385-5411	https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018573/1018587/index.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
27 206	泉大津市	いづみおおつ男女共同参画交流サロン	にんじんサロン	595-0025	大阪府泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪5階	0725-21-6555	0725-24-9017	https://nijinsalon.org/		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
27 207	高槻市	高槻市立男女共同参画センター		569-0804	高槻市紺屋町1-2	072-685-3725	072-686-2455	https://www.city.takatsuki.osaka.jp/life/1/12/57/		<input type="radio"/>						
27 208	貝塚市															
27 209	守口市															
27 210	枚方市	枚方市男女共生フロア・ウィル	ウィル	573-0032	枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方 6階	072-843-5636	072-843-5637	https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000010792.html		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
		問6-1		問6-4 在所在地等					問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体						
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
27	211 茨木市	茨木市立男女共生センター	ローズWAM	5670882	大阪府茨木市元町4番7号	072-620-9920	072-620-9921	https://www.city.ibaraki.osakajp/kikou/shimin/wam/index.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	212 八尾市	八尾市男女共同参画センター	すみれ	581-0003	八尾市本町2-4-10 八尾市立社会福祉会館2階	072-923-4940	072-923-4940	https://yao-sumire.com/	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	213 泉佐野市	いずみさの女性センター	なし	598-0005	大阪府泉佐野市市場東1丁目2-1レイクアルスター・カワサキ生涯学習センター内	072-469-7125	072-469-7125	https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/kyoudou/jinken/menu/ladyscenter/index.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	214 富田林市	富田林市男女共同参画センター	ウィズ	5840024	富田林市若松町1-7-1(多文化共生・人権プラザ)	0721-23-0030	0721-26-3612	https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/19/2108.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27	215 寝屋川市	寝屋川市立男女共同参画推進センター	ふらっと ねやがわ	572-0042	大阪府寝屋川市東大利町2番14号市立産業振興センター(にぎわい創造館)5階	072-800-5789	072-800-5489	https://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/ki_kikanri/suishincenter/index.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	216 河内長野市	河内長野市男女共同参画センター		586-0025	大阪府河内長野市昭栄町7-1	0721-54-0003		https://www.city.kawachinagano.lg.jp/life/2/12/74/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27	217 松原市	松原市男女共同参画センター	はーとビュー	580-0023	松原市南新町2丁目141-1	072-332-5705	072-332-5710	https://www.city.matsubara.lg.jp/soshiki/heart_view/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	218 大東市	大東市立生涯学習センター「アクロス」内 男女共同参画ルーム	アクロス	574-0036	大東市末広町1-301 ローレルスクエア住道サンタワー内	728696505	728701405	https://www.daito-across.jp	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	219 和泉市	和泉市男女共同参画センター	モアいずみ	594-0041	和泉市いぶき野五丁目4番7号	0725-57-6640	0725-57-6643	https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/soumu/kyoudosankaku/gyoumu/moizumi/center_osirase.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27	220 箕面市	箕面市男女協働参画ルーム		562-0015	大阪府箕面市稻1丁目14-5	072-724-6943	072-725-8360	https://www.city.minoh.lg.jp/jinken/danjokyodosankaku_room.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	221 柏原市	柏原市立男女共同参画センター	フローラルセンター	582-0007	大阪府柏原市上市1丁目2番2号 アゼリア柏原6階	072-972-0072	072-973-9571	https://www.city.kashiwara.lg.jp/	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	222 羽曳野市															
27	223 門真市	門真市女性サポートステーション	WESS	571-0030	大阪府門真市末広町41番2号 そよら古川橋駅前店3階 くらしの相談窓口内	06-6900-8550			https://www.city.kadoma.osakajp/shisei/shisetsushokai/kurashi_sodan/7/5613.html	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
27	224 摂津市	摂津市立男女共同参画センター	ウイズせつ	566-0021	摂津市南千里丘5-35 コミュニティプラザ内	06-4860-7112	06-4860-7113	http://www.with-settsu.jp	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
27	225 高石市															

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
		問6-1		問6-4 在所在地等						問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
27	226 藤井寺市	男女共同参画ルーム		583-0035	大阪府藤井寺市北岡1-2-3 市民総合会館本館3F	072-939-7020		https://www.city.fujiidera.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kyoudoujinken/danjokyodosankaku/room.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
27	227 東大阪市	東大阪市立男女共同参画センター	イコーラム	578-0941	東大阪市岩田町4-3-22-600	072-960-9201	072-960-9207	https://www.ikoramu.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
27	228 泉南市															
27	229 四條畷市															
27	230 交野市															
27	231 大阪狭山市	大阪狭山市男女共同参画推進センター	きらっとぴあ	589-0005	大阪狭山市狭山1丁目862-5	072-247-7047	072-247-7047	https://os-gender.jimdofree.com/	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>
27	232 阪南市															
27	301 島本町															
27	321 豊能町															
27	322 能勢町															
27	341 忠岡町															
27	361 熊取町															
27	362 田尻町															
27	366 岬町															
27	381 太子町															
27	382 河南町															
27	383 千早赤阪村															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

大阪府

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

大阪府

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
/	/	/	5		/	33	2	6.1	54	2	3.7	10	1	10.0	10	0	0.0	7,291	1,445	19.8
27	100	大阪市				1	0	0.0	3	0	0.0									
27	140	堺市	1995年1月21日	女と男がいきるのやSAKAI宣言	4	1	0	0.0	3	0	0.0									
27	202	岸和田市				1	0	0.0	2	0	0.0							145	11	7.6
27	203	豊中市	2018年7月2日	イクボス宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							457	87	19.0
27	204	池田市				1	1	100.0	2	0	0.0									
27	205	吹田市				1	0	0.0	2	0	0.0							557	131	23.5
27	206	泉大津市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	7	9.1
27	207	高槻市				1	0	0.0	2	0	0.0							1032	291	28.2
27	208	貝塚市				1	0	0.0	2	1	50.0							101	9	8.9
27	209	守口市				1	0	0.0	0	0								169	31	18.3
27	210	枚方市				1	0	0.0	2	0	0.0							512	108	21.1
27	211	茨木市				1	0	0.0	2	0	0.0							490	125	25.5
27	212	八尾市				1	0	0.0	2	0	0.0							741	200	27.0
27	213	泉佐野市				1	0	0.0	2	0	0.0							82	9	11.0
27	214	富田林市				1	0	0.0	2	0	0.0							217	40	18.4
27	215	寝屋川市				1	0	0.0	2	0	0.0							200	31	15.5
27	216	河内長野市				1	0	0.0	1	0	0.0							380	76	20.0
27	217	松原市				1	0	0.0	2	1	50.0									
27	218	大東市				1	1	100.0	1	0	0.0							51	1	2.0
27	219	和泉市				1	0	0.0	2	0	0.0							199	24	12.1
27	220	箕面市				1	0	0.0	2	0	0.0							325	100	30.8
27	221	柏原市				1	0	0.0	1	0	0.0							115	3	2.6
27	222	羽曳野市				1	0	0.0	1	0	0.0							194	46	23.7
27	223	門真市				1	0	0.0	2	0	0.0							113	14	12.4
27	224	摂津市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	12	12.9
27	225	高石市				1	0	0.0	1	0	0.0							51	10	19.6
27	226	藤井寺市				1	0	0.0	1	0	0.0							45	2	4.4
27	227	東大阪市				1	0	0.0	1	0	0.0							392	24	6.1
27	228	泉南市	2012年12月19日	泉南市男女平等参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							33	1	3.0
27	229	四條畷市	2011年3月20日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							30	5	16.7
27	230	交野市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	1	4.3
27	231	大阪狭山市	2014年4月30日	大阪狭山市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							82	16	19.5
27	232	阪南市				1	0	0.0	1	0	0.0							60	6	10.0
27	301	島本町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	6	12.0
27	321	豊能町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
27	322	能勢町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	0	0.0
27	341	忠岡町										1	1	100.0	0	0		21	0	0.0
27	361	熊取町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	8	20.5
27	362	田尻町										1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
27	366	岬町										1	0	0.0	2	0	0.0	61	3	4.9
27	381	太子町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	6	12.8

都道府県コード	市区町村名	市町区町名	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)																
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数
27	382	河南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	1	3.0			
27	383	千早赤阪村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0			

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

大阪府

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			問9-1			調査時点コード											
		問8-1			問8-2																											
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
		2,048	1,786	26,247	8,546	32.6				1,806	1,640	23,795	7,549	31.7	247	161	1,399	274	19.6	1,374	183	13.3	1,417	184	13.0							
	小計									1,803	1,637	23,695	7,518	31.7	245	159	1,393	272	19.5													
27 100	大阪市	40.0	2026年3月		102	99	2,923	1,063	36.4	法令または条例等により設置されている審議会等(附属機関)及び懇親会等	76	74	2,338	837	35.8	5	2	28	11	39.3	46	10	21.7	47	10	21.3	1	1	1	1		
27 140	堺市	45.0	2027年3月		76	75	1,315	592	45.0	地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている審議会等、その他法律・条例・規則に基づき設置される付属機関	76	75	1,315	592	45.0	6	6	61	10	16.4	58	23	39.7	59	23	39.0	1	1	1	1		
27 202	岸和田市		2026年3月までに40~60%	39	35	542	195	36.0	全て	39	35	542	195	36.0	6	4	30	5	16.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1	1	1	1			
27 203	豊中市		2027年3月40%以上60%以下	83	82	943	333	35.3	行政委員会、付属機関、その他の会議	71	70	845	291	34.4	6	6	34	13	38.2	43	4	9.3	44	4	9.1	1	1	1	1			
27 204	池田市	40.0	2034年3月		68	13	747	198	26.5	I法律又は政令により設置されている審議会等 2法律により設置されている委員会等 3条例により設置されている審議会等	60	50	629	168	26.7	6	3	33	3	9.1	40	2	5.0	41	3	7.3	1	1	1	1		
27 205	吹田市		2025年度までに40%~60%	102	97	1,297	414	31.9	法令又は条例を根拠に設置する附属機関及び設置要領等により設置するもの	68	63	1,007	295	29.3	6	4	35	7	20.0	35	5	14.3	36	5	13.9	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	2	2024年7月1日	
27 206	泉大津市	40.0	2026年3月		53	46	638	210	32.9	法律により設置されている委員会等、法律に基づいて設置されている委員・相談員、規則・要綱等に基づいて設置されている機関	31	29	324	99	30.9	6	3	32	5	15.6	33	4	12.1	34	4	11.8	1	1	1	1		
27 207	高槻市		西暦2033年3月までに40%以上60%以下	56	54	902	279	30.9	地方自治法(第202条の3)に該当する審議会等	56	54	902	279	30.9	6	4	39	6	15.4	37	4	10.8	38	4	10.5	2	2025年5月1日	2	2025年5月1日	1	2025年5月1日	
27 208	貝塚市	35.0	2033年3月		46	40	619	168	27.1	法令または条例を根拠に設置している審議会等	40	37	583	164	28.1	6	3	36	4	11.1	41	7	17.1	42	7	16.7	2	2023年4月1日	1	1	1	1
27 209	守口市			0	0	0	0	0		41	35	469	131	27.9	6	5	31	10	32.3	32	8	25.0	33	8	24.2	1	1	1	1			
27 210	枚方市	100.0	2026年3月女性委員比率35%以上の審議会を100%にする	115	109	1,124	422	37.5	法律・政令・条例・規則または要綱により設置されている審議会等。ただし、基準日に委嘱している委員が0人のもの、専門委員、分科会、部会は含まない。	76	70	870	324	37.2	6	5	36	6	16.7	39	5	12.8	40	5	12.5	1	1	1	1			
27 211	茨木市	40.0	2028年3月		59	57	771	255	33.1		59	57	771	255	33.1	6	5	32	10	31.3	35	3	8.6	36	3	8.3	1	1	1	1		
27 212	八尾市	40.0	2027年3月		130	85	1,368	478	34.9	市長等の附属機関及び協議会等	70	66	961	322	33.5	6	5	33	7	21.2	53	4	7.5	54	4	7.4	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日
27 213	泉佐野市	30.0	2032年3月		29	23	344	68	19.8		15	12	136	33	24.3	0	0	0	0	0.0	22	3	13.6	23	3	13.0	1	1	1	1		
27 214	富田林市	40.0	2027年4月		77	75	916	335	36.6	法令又は条例、規則、規程、要綱により設置されている審議会等	73	71	880	329	37.4	5	4	36	6	16.7	34	7	20.6	35	7	20.0	1	1	1	1		
27 215	寝屋川市		寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針では期限を定めることなく目標値を40%以上としている。	42	38	385	120	31.2	全審議会等	42	38	385	120	31.2	6	2	35	9	25.7	19	3	15.8	20	3	15.0	1	1	1	1			
27 216	河内長野市	40.0	2028年3月		71	65	885	273	30.8		71	65	871	271	31.1	5	4	27	6	22.2	10	1	10.0	11	1	9.1	1	1	1	1		
27 217	松原市	40.0	2029年3月		32	29	559	144	25.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	32	29	559	144	25.8	6	3	30	4	13.3	34	3	8.8	35	3	8.6	1	1	1	1		
27 218	大東市	40.0	2028年4月		46	39	539	118	21.9		46	39	539	118	21.9	6	3	37	6	16.2	30	3	10.0	31	3	9.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1	2025年3月31日
27 219	和泉市	40.0	2027年3月		45	43	493	162	32.9	審議会等(地方自治法第202条の3)への女性委員の参画率	45	43	493	162	32.9	6	4	43	6	14.0	39	6	15.4	40	6	15.0	1	1	1	1		
27 220	箕面市		西暦2031年3月までに40%	62	51	844	322	38.2	行政委員会、附属機関、その他の機関	36	32	410	129	31.5	6	2	38	5	13.2	25	2	8.0	26	2	7.7	1	1	1	1			
27 221	柏原市	35.0	2034年3月		47	41	527	128	24.3	法令または政令により設置されている審議会等	41	37	496	123	24.8	6	4	34	6	17.6	39	5</										

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)													
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数		審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	性 比 率 (%)	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード	調査時点コード		
27 226	藤井寺市	35.0	2026年3月		45	38	430	129	30.0	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく審議会等	37	33	391	120	30.7	6	4	39	9	23.1	28	2	7.1	29	2	6.9	1	1	1	1	1	
27 227	東大阪市	40.0	2031年3月		78	73	1,087	354	32.6	(1)行政委員会 (2)付属機関 (3)(1)(2)以外に規則、規程又は要綱等により設置している委員会、協議会等	69	66	1,019	333	32.7	6	4	36	5	13.9	56	9	16.1	57	9	15.8	1	1	1	1	1	1
27 228	泉南市		2032年3月	40%以上 60%以下	31	29	325	95	29.2	地方自治法第180の5 地方自治法第202の3 要綱等により設置されている会議等	22	21	255	80	31.4	6	5	36	8	22.2	33	5	15.2	34	5	14.7	1	1	1	1	1	1
27 229	四條畷市	50.0	2026年3月		41	38	423	145	34.3	地方自治法第202条の3	41	38	423	145	34.3	6	4	30	6	20.0	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日	2	2025年1月1日
27 230	交野市	30.0	2033年3月		20	20	322	113	35.1		20	20	322	113	35.1	6	5	36	10	27.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1	1	1	1	1	1
27 231	大阪狭山市		2034年3月	40%以上 60%以下	49	46	572	146	25.5		48	45	567	145	25.6	5	3	30	5	16.7	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2024年4月1日	2	2024年4月1日	2	2024年4月1日
27 232	阪南市			2027年3月までに40%以上 60%以下(委員会等は20.5%)をめざしています。	28	26	310	113	36.5	地方自治法第138条の4第3項・202条の3を根拠とし、条例等にて規定している審議会等	16	14	142	55	38.7	6	3	34	5	14.7	37	4	10.8	38	4	10.5	1	1	1	1	1	1
27 301	島本町		2033年0月	40%以上 60%未満	43	37	491	165	33.6		27	24	284	86	30.3	6	4	30	7	23.3	30	4	13.3	31	4	12.9	1	1	1	1	1	1
27 321	豊能町			2034年3月までに40%以上 60%以下(男女いずれかが40%未満とならない状態)	1	1	6	3	50.0	人権問題審議会	24	15	242	41	16.9	6	3	32	5	15.6	26	0	0.0	27	0	0.0	1	1	1	1	1	1
27 322	能勢町				31	22	271	70	25.8	・法律により設置されているもの ・条例、規則等により設置されているもの ・要綱等により設置されているもの	23	17	221	55	24.9	6	3	28	4	14.3	18	1	5.6	19	1	5.3	1	1	1	1	1	1
27 341	忠岡町				0	0	0	0	0	法令、政令、条例、規則、要綱により設置されているもの。	13	12	203	43	21.2	6	4	25	5	20.0	29	4	13.8	30	4	13.3	1	1	1	1	1	1
27 361	熊取町		2033年3月	40%以上 60%以下	52	52	605	169	27.9	法令、政令、条例、規則、要綱により設置されているもの。	39	35	480	135	28.1	6	5	32	8	25.0	40	7	17.5	41	7	17.1	1	1	1	1	1	1
27 362	田尻町	40.0	2035年3月		27	19	211	44	20.9		27	19	211	44	20.9	6	4	29	6	20.7	24	2	8.3	25	2	8.0	1	1	1	1	1	1
27 366	岬町	40.0	2032年4月		9	8	134	40	29.9		9	8	134	40	29.9	6	3	32	6	18.8	37	6	16.2	38	6	15.8	1	1	1	1	1	1
27 381	太子町	50.0	2029年4月		22	15	254	66	26.0		22	15	254	66	26.0	5	2	31	6	19.4	20	3	15.0	21	3	14.3	1	1	1	1	1	1
27 382	河南町	35.0	2032年3月		33	29	375	101	26.9	法令又は条例を根拠に設置されている審議会等	33	29	375	101	26.9	5	3	27	5	18.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1	1	1	1
27 383	千里赤阪村				0	0	0	0	0		17	12	130	25	22.3	5	3	28	5	17.9	19	1	5.3	20	1	5.0	1	1	1	1	1	1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

大阪府

都道府県コード	市町名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	
	大阪市								3	3	100	31	31.0		2	2	6	2	33.3									
	堺市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	岸和田市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	豊中市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	池田市								2	2	85	27	31.8		0	0	0	0	0.0									
	吹田市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	泉大津市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	高槻市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	貝塚市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	守口市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	枚方市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	茨木市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	八尾市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	泉佐野市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	富田林市								1	1	15	4	26.7		1	1	3	1	33.3									
	寝屋川市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	河内長野市								0	0	0	0	0.0		1	1	3	1	33.3									
	松原市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	大東市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	和泉市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	箕面市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	柏原市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	羽曳野市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	門真市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	摂津市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	高石市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	藤井寺市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	東大阪市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	泉南市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	四條畷市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	交野市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									
	大阪狭山市								0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0									

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)					
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員	女性比率(%)
	阪南市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	島本町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	豊能町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	能勢町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	忠岡町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	熊取町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	田尻町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	岬町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	太子町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	河南町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
	千早赤阪村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

大阪府

調査時点コード	1	2025年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5								
		うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				うち一般行政職				調査時点コード		その他		防災部局危機管理員数		うち管理職数		調査時点コード		その他								
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)				
27 6,506	1,304	20.0	4,594	785	17.1	966	141	14.6	727	100	13.8	1,081	174	16.1	802	122	15.2	4,459	989	22.2	3,065	563	18.4	6,362	1,833	28.8	3,969	934	23.5	13,008	4,606	35.4	7,873	2,467	31.3	400	76	19.0	149	13	8.7			
27 100 大阪市	1,349	275	20.4	1,106	217	19.6	92	18	19.6	85	16	18.8	266	44	16.5	220	36	16.4	991	213	21.5	801	165	20.6	1,309	282	21.5	1,012	208	20.6	4,456	1,441	32.3	3,158	955	30.2	1	49	7	14.3	36	3	8.3	1
27 140 堺市	582	133	22.9	391	81	20.7	132	38	28.8	104	31	29.8	0	0	0	0	0	0	450	95	21.1	287	50	17.4	573	112	19.5	331	53	16.0	1,124	354	31.5	651	209	32.1	1	16	5	31.3	4	1	25.0	1
27 202 河内和田市	166	41	24.7	115	19	16.5	31	5	16.1	22	4	18.2	0	0	0	0	0	0	135	36	26.7	93	15	16.1	389	156	40.1	173	50	28.9	223	115	51.6	70	19	27.1	1	8	2	25.0	3	0	0.0	1
27 203 豊中市	337	86	25.5	164	27	16.5	63	14	22.2	16	3	18.8	45	9	20.0	25	3	12.0	229	63	27.5	123	21	17.1	381	130	34.1	156	42	26.9	1,143	560	49.0	448	180	40.2	1	10	2	20.0	0	0	0.0	1
27 204 池田市	106	17	16.0	70	11	15.7	13	0	0.0	9	0	0.0	18	2	11.1	13	2	15.4	75	15	20.0	48	9	18.8	90	32	35.6	47	20	42.6	113	30	26.5	61	18	29.5	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
27 205 吹田市	323	74	22.9	187	57	30.5	26	5	19.2	17	5	29.4	75	16	21.3	45	16	35.6	222	53	23.9	125	36	28.8	376	113	30.1	185	52	28.1	592	212	35.8	294	110	37.4	1	15	6	40.0	6	2	33.3	1
27 206 泉大津市	91	20	22.0	48	7	14.6	17	3	17.6	11	2	18.2	35	12	34.3	15	3	20.0	39	5	12.8	22	2	9.1	100	49	49.0	33	12	36.4	122	61	50.0	54	20	37.0	1	6	2	33.3	1	1	33.3	1
27 207 高槻市	175	21	12.0	137	17	12.4	16	2	12.5	14	2	14.3	45	5	11.1	37	4	10.8	114	14	12.3	86	11	12.8	246	51	20.7	162	23	14.2	375	87	23.2	224	38	17.0	1	13	3	23.1	3	0	0.0	1
27 208 貝塚市	140	31	22.1	64	14	21.9	50	10	20.0	11	2	18.2	9	2	22.2	6	1	16.7	81	19	23.5	47	11	23.4	132	49	37.1	70	18	25.7	252	84	33.3	104	34	32.7	1	6	1	16.7	3	1	33.3	1
27 209 守口市	56	3	5.4	56	3	5.4	9	0	0.0	9	0	0.0	13	0	0	0	13	0	0	0	34	3	8.8	34	3	8.8	65	14	21.5	65	14	21.5	122	41	33.6	1	7	2	28.6	2	0	0.0	1	
27 210 枚方市	280	66	23.6	144	24	16.7	27	3	11.1	18	2	11.1	54	12	22.2	24	4	16.7	199	51	25.6	102	18	17.6	244	85	34.8	151	34	22.5	558	192	34.4	281	77	27.4	1	16	5	31.3	4	1	25.0	1
27 211 茨木市	152	29	19.1	106	19	17.9	18	1	5.6	14	0	0.0	30	8	26.7	22	7	31.8	104	20	19.2	70	12	17.1	177	42	23.7	113	31	27.4	165	54	32.7	89	30	33.7	1	12	2	16.7	3	0	0.0	1
27 212 八尾市	276	52	18.8	164	27	16.5	28	3	10.7	20	2	10.0	37	8	21.6	30	4	13.3	211	41	19.4	114	21	18.4	206	55	26.7	150	28	18.7	366	126	34.4	218	64	29.4	1	13	3	23.1	4	0	0.0	1
27 213 泉佐野市	111	17	15.3	95	11	11.6	55	4	7.3	50	4	8.0	0	0	0.0	0	0	0	56	13	23.2	45	7	15.6	59	19	32.2	41	10	24.4	125	48	38.4	81	24	29.6	1	9	1	11.1	5	0	0.0	1
27 214 富田林市	87	20	23.0	71	10	14.1	14	1	7.1	13	1	7.7	10	1	10.0	10	1																											

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査									
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得する事が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)
ドドド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1あり 2なし 3.その他	その他具体例		配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他
27100	大阪市	33	1の合計	42	0	40	2	39	39 39 38 40 33
		8	2の合計	1	34	2	36	1	1 1 2 3 1
		1	3の合計	0	5		4	0	0 0 0 0 0
		1	4の合計	0	3			3	3 3 3 3 0 0
27140	堺市	1	大阪市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがない、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができます。	大阪市会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1
27202	岸和田市	1	「堺市職員旧姓使用取扱要綱」、「堺市職員通称名使用取扱要綱」 ○「堺市職員旧姓使用取扱要綱」 (趣旨)この要綱は、職員が結婚等により戸籍上の氏を改めた後も、職務遂行上、従前の氏(以下「旧姓」といいます)を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲)第2条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等において旧姓を使用することができる。 (1)文書等において旧姓を使用することにより、法令、条例等の規定に違反するおそれがある場合 (2)文書等において旧姓を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑な事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 (3)前2条に掲げるもののほか、実務上特段の支障が生じると認められる場合	堺市議会	1	2	1	3	1 1 1 1 1 1
27203	豊中市	1	○「堺市職員通称名使用取扱要綱」 (趣旨)この要綱は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第2条に規定する医師の診察の結果、性同一性障害者と診断された職員が、戸籍法(昭和22年法律第224号)第107条の2の規定により戸籍上の名を変更するまでの間、職務遂行上、当該戸籍上の名に異なる名(以下「通称名」という。)を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。 (通称名使用の範囲)第2条 通称名を使用することができる文書等は、通称名を使用しても法令、条例等の規定に違反するおそれのないもので、公権力の行使に関する文書、職員の公務員としての地位又は権利義務に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのあるもの以外のものうち人事部長が指定するものとする。	堺市議会	1	2	1	3	1 1 1 1 1 1
27204	池田市	1	(岸和田市運用基準) 2001.12.27 職員の旧姓使用の取扱いについて 婚姻により職員の姓が変更された場合の取扱いについては、当分の間下記のとおりとする。 ①「旧姓変更届」の提出により、共済組合・健保組合、税務署など外部機関との事務処理及びそれらと同一のデータを使用して処理する人事・給与・福利厚生関係の事務処理等に使用する文書等においては、戸籍名を使用する。 ②建築関係、動産等の差押通知など個人名での行政処分を行う場合に使用する文書及び対外的に身分を証明するのに使用する文書等については、戸籍名を使用する。 ③旧姓を使用することで特に支障が生じると考えられない職員録、起案文書・決裁権者を除く、事務分担表などについては、「旧姓使用届」(別紙様式)を提出し任命権者の承認を得て旧姓を使用することができる。	岸和田市議会	1	2	1	3	1 1 1 1 1 1
27205		1	職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用届(第1号様式)により、任命権者に届出を行ふものとする。 第3条 前条第1項に規定する届出を行った職員は、職場において旧姓を使用するものとする。	豊中市議会事務局	1	3	1	2	1 1 1 1 1 1
27206	池田市	1	池田市職員旧姓使用取扱要領 (目的)第1条 この要領は、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的の人間関係、業務の顕影等を確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て人事課に提出しなければならない。	池田市議会	1	2	1	2	1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
茨城県	水戸市	水戸市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他							
27205	吹田市	1	吹田市職員の旧姓の使用に関する要領 第4条 旧姓は、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのあるものを除き、使用できるものとする。	吹田市議会	1	2	1	吹田市議会会議規則、吹田市議会委員会条例 (欠席の届出) 第2条 2. 前項の規定にかかるわらず、議員は、産前又は産後の期間にあるため出席することができないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27206	泉大津市	1	泉大津市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれがなく、車ら職員の間で使用している文書、轻易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	泉大津市議会	1	2	1	泉大津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27207	高槻市	1	高槻市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が結婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (対象文書等) 第3条前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1)専ら市の組織内で使用される文書等(ただし、職員の債権債務に係るものを除く。) (2)前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用にあたっては、常に市民、職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員が旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。	高槻市議会	1	2	1	高槻市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27208	貝塚市	3		貝塚市議会	1	3	1	貝塚市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間(産前の届出の期間が7週間以内の場合にあつては、9週間)を経過する日(多胎妊娠の場合にあつては、出産予定日の14週間前)の日から当該出産の日後9週間を経過する日)までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27209	守口市	2		守口市議会	1	2	1	守口市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27210	枚方市	1	職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条 職員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができます。	枚方市議会	1	3	1	枚方市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席する場合は、出産の予定日を起算日とする8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から出産の日の翌日を起算日とする8週間後(日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (昭54議会規則1・平27議会規則2・令3議会規則2一部改正)	2			1	1	1	1	1	1
27211	茨木市	2		茨木市議会	2						2	2	2	2	2	2	
27212	八尾市	2		八尾市議会	1	2	1	八尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 第1項 路 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27213	泉佐野市	1	泉佐野市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ、業務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、市長に届け出ることにより旧姓を使用することができます。	泉佐野市議会	1	2	1	泉佐野市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都道府県名	市区町村名	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4の中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
富田林市	富田林市議員旧姓使用取扱要綱	富田林市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
27214	富田林市	1	富田林市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがない、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができます。	富田林市議会	1	2	1	富田林市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27215	寝屋川市	1	寝屋川市議員の通称の使用に関する取扱要綱 (通称の使用) 第2条 職員は、婚姻等による改姓前に使用していた氏又は住民票に記載されている通称名(以下これらを「通称」という)を職務遂行中における当該職員の氏名として使用することができます。	寝屋川市議会	1	2	1	寝屋川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第5条 議員が長期欠席(一の定期会の会期中ににおける全ての会議(委員会の会議を含む。以下この条において同じ。)を欠席することをいいます。)した場合には、当該定期会の閉会日の属する月の翌月分から、当該議員がその後に開かれた定期会の会議に出席した日の属する月の前月までの各月分の議員報酬は、支給しない。ただし、当該長期欠席が次に掲げる事由によるときは、この限りでない。 (1) 出産 (2) 感染症の罹患(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者であるときに限る。) (3) 病院又は診療所への入院及び退院後の療養(医師の診断書の提出があり、議長がやむを得ないと認めたときに限る。) (4) 前3号に掲げる事由に類するものとして議長が認める事由	1	1	1	1	1	1
27216	河内長野市	1	河内長野市議員旧姓使用取扱要領 (旧姓の使用) 第2条 職員(一般職の職員及び特別職の職員(任命権者、副市長、教育長、参与を除く。)をいう。以下同じ。)は、その要領の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。以下同じ。)に旧姓を使用することができます。 (1) 税務署、大阪府市町村議員共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与に関する電子情報処理組織に登録された情報に基づく文書等(前号に該当するもの及び人事異動辞令を除く。) (3) 前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等	河内長野市議会	1	2	1	河内長野市議会会議規則 (欠席の届出) 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27217	松原市	1	松原市議員の旧姓使用取扱いについて 1 職員は、法的な問題が生じるおそれがない、かつ職務遂行上支障が生じるおそれがない範囲内において、旧姓を使用することができます。	松原市議会	1	2	1	松原市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27218	大東市	1	大東市議員服務規程 (旧姓の使用) 第9条 職員が、婚姻等により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を改めた場合において、その後も継続的な対人関係及び業績の顕彰等を確保し、男女平等及び個人の尊厳を実現するため、法律等その他の旧姓を使用できないと市長が認める場合を除き、引き続き旧姓を使用することができる。	大東市議会	1	2	1	大東市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
27219	和泉市	1	和泉市議員の旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻その他の事由により、氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するために、婚姻等により戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出等) 第2条を改める職員で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)を、市長に届け出るものとする。 2.前項の届出を受けた場合、市長は、法的な問題が生じるおそれがない、その職務遂行上支障を生じる恐れのない範囲において、旧姓の使用を認め、速やかに旧姓使用職員台帳(様式第2号)に記入し、適正な運用管理に努めなければならない。 (対象文書等) 第3条前条の規定により旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1)専ら市の組織内で使用される文書等(職員の権利義務に係るものを除く。) (2)職員の権利及び義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易であって、旧姓使用を原則とする約款が生じるおそれがないもの。 (3)前2号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより、法的な問題が生じる恐れがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等 (旧姓使用者の責務) 第4条第2条の規定により旧姓を使用することのできる職員は、前条各号に掲げる文書等に氏名等を表示する場合は、必ず旧姓を使用することとし、常に市民、他の職員等に誤解や混乱が生じないように、努めなければならない。 2.所属長は、所属職員の適切な旧姓の使用に関し、必要な指示及び命令を行うことができる。 (旧姓使用の申込) 第5条旧姓使用する職員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用申込届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。 (実施日) 平成13年10月1日から実施する	和泉市議会	1	2	1	和泉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市区町村	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)			
1 ド ド	箕面市	箕面市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
27 220	箕面市	1	箕面市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係、業績の顕彰等を確保し、職場における男女平等と個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することに關して必要な事項を定めることを目的とする。	箕面市議会	1	2	1	箕面市議会会議規則 第一章 総則 (参考) 第一条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第一條 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
27 221	柏原市	1	柏原市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがない、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	柏原市議会	1	3	1	議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 第4条第2項第3号 議員が出産する場合(出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後8週間を経過する日までの期間に限る。)	3	出産を事由とする欠席の場合は、減額の規定を適用しないこととしている。	4 4 4 4 1 1	
27 222	羽曳野市	1	羽曳野市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻・養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場、文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の提出) 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 2 使用する旧姓は、直前に称していた姓とする。 (旧姓使用することができるもの) 第3条 旧姓を使用することができる場合は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。 (1) 法的な問題が生じるおそれがない、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を生じるおそれのないもの (資格) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、他の職員等に混亂を生じさせないように努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を通じて任命権者に提出するものとする。 (委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	羽曳野市議会	1	2	1	羽曳野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
27 223	門真市	1	門真市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第2条第1項 職員は、市長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれがない、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	門真市議会	1	2	1	門真市議会会議規則 第1節 総則 (欠席等の届け出) 第2条 2. 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
27 224	摂津市	1	摂津市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。	摂津市議会	1	2	1	摂津市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
27 225	高石市	2		高石市議会	1	2	1	高石市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 記載 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
27 226	藤井寺市	1	藤井寺市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻・養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、その職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	藤井寺市議会	1	2	1	藤井寺市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1

都道府県		市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都道府	市区町村	議会名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
ココロド	ドドド	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.明記した規定法65条の産前産後期間よりも短い。 2.明記した規定法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例			配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
27230	交野市	1	市職員の旧姓使用について 1.市職員は、2に定める文書等に記載する氏名について、当該職員から旧姓使用の申し出があった場合は、旧姓の記載を行うこととする。 2.文書等とは、以下に掲げるものを指す。 (1)職務上の呼称及び名札 (2)座席表及び配置表 (3)各職場で作成する職員名簿及び連絡網 (4)出勤簿 (5)休憩台帳 (6)起立表示等 3.上記及び(1)は、上記2に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申し出があった場合は、人事担当課及び当該職員が所属する部課等の長で旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用の範囲を拡大することを妨げない。 4.上記の方針の周知徹底及び職員の相談等については、人事担当課で行うこととする。	交野市議会	1	4	2	3	重症悪性腫瘍・初回早産・産後の体調不良等により予定期日6週間・産後8週を除外しても欠席期間が90日超の場合		4	4	4	4	2	1		
27231	大阪狭山市	1	大阪狭山市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の姓を改めた職員が、婚姻等の後も継続的な対人関係、業績の額面等を確保し、職場における男女平等個人の尊重を実現するため、婚姻等の前の姓(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 旧姓を使用ようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている書類等 (2)給与、扶助金、共済等職員の債権債務に関する本人を特定する必要がある書類等 (3)対外的に身分を証明するために氏名を記載する書類等 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に市民、職員等に混乱が生じないように努めなければならない。 第5条 旧姓を使用する職員が旧姓を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。	大阪狭山市議会	1	2	1	2	大阪狭山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 第4条 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	1
27232	阪南市	1	職員の旧姓使用取扱いについて (趣旨)職員が婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて、下記のとおり取扱うものとする。	大阪府阪南市議会	1	2	1	2	阪南市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	
27301	島本町	1	島本町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれがない、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	島本町議会	1	4	2	2			4	4	4	4	2			
27321	豊能町	2		豊能町議会	1	4	1	2	豊能町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	
27322	能勢町	1	能勢町職員旧姓使用取扱要綱 職員は、町長に届け出ることにより、法的な問題が生じる恐れがない、かつ、職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	能勢町議会	1	2	1	2	能勢町議会会議規則 第1章 総則 (欠席の届出) 第2条の2 出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで		2	1	1	1	1	1		
27341	忠岡町	2		忠岡町議会	1	2	1	2	忠岡町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		1	1	1	1	1	1
27361	熊取町	1	職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は旧姓使用届(様式第1号)を町長に提出することにより、法的な問題が生じるおそれがない、かつ、業務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において旧姓を使用することができる。	大阪府泉南郡熊取町議会	1	2	1	2	議会会議規則第2条第2項 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2	1	1	1	1	1	1	
27362	田尻町	1	田尻町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)この要綱は、田尻町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による姓前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	田尻町議会	1	2	1	2	田尻町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。		2	1	1	1	1	1		

都道府県		市区町村		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都道府県名	市区町村名	議会名	出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用人上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例				議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
27366 岬町	2	岬町議会	1	2	1	岬町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	2	1	1	
27381 太子町	1	太子町議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓)第2条 議員は、法的な問題が生じるおそれなく、かつ職務執行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。	太子町議会	1	2	1	太子町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	
27382 河南町	2	河南町議会	1	2	1	河南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
27383 千早赤阪村	4	千早赤阪村議会	1	2	1	千早赤阪村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

大阪府

都 市 市 区 府 県 コ イ ド	市 市 区 町 村 市 村 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割				災害対策本部への女性の配置状況			研修の実施状況											
問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。		問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されていいるか。		問12-10 1で1を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。		問12-11 1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-12 1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。		問12-14 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。		問12-15 男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修)を行っていますか。		問12-16 男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修)を行っていますか。		問12-17 1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		問14 本部員数 ※本部長を含む (人)			内閣員に対する男女共同参画の視点から防災・復興をテーマにした研修の実施状況							
1. 人員及び場所の設備または提供がされている。(常設) 2. 有するに必要とされる場合に設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 有するに必要とされる場合に設置または提供がされている。(常設) 2. 有するに必要とされる場合に設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行つてないが、今後、行う予定である。 2. 行つておらず、今後、行う予定もない。	1. 行つてないが、今後、取り組む予定である。 2. 行つておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 行つておらず、今後行う予定がある。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	1. 本部員数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	内閣員に対する男女共同参画の視点から防災・復興をテーマにした研修の実施状況											
27228	泉南市	4	4	3						3	3	4											14	0	0.0							
27229	四條畷市	4	4	2						2	2	3	2										14	1	7.1							
27230	交野市	4	4	1					交野市議会基本条例 (議員の政治倫理) 第23条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。		1	3	3	1	交野市議會申し合わせ事項 14. その他 (2) 旧姓使用について 議員が旧姓を使用する場合、市の取り扱いに準じて、議長(正副議長が選任されていないときには議事課局長)宛に、戸籍抄本を添付して旧姓使用申出書を提出すること。 (平成19年10月1日)										17	2	11.8					
27231	大阪狭山市	4	4	2							2	3	3	4									16	1	6.3							
27232	阪南市	4	4	3						3	3	1		議会運営委員会申合せ事項 17 議員氏名の通称使用については、次のとおりとする。 (1) 通常(公職選挙法制度の適用)議員は、議員氏名として使用したい議員は、任期開始時に議長に対し議員使用許可の申請をすること。議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができます。ただし、任期開始時に議長が選出されていなければ、会派代表者会で了承を得ることができます。 (2) 任期中に議員の通称使用によって、戸籍上の氏名を変更する場合は、議員の通称(議員氏名として使用したい議員)を議員氏名として使用したい議員は、議長に対し議員使用許可の申請をすること。議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができます。 (3) 通常が許可された場合は、以降任期中、下記に規定する事項を除き、通称を議員氏名として用いるものとする。 ア 履歴に関する届出書類 イ 身分証明書 カ 勤務報酬 エ 議員報酬・旅費・費用弁償等の支給に関する書類 オ 領収書の提出 カ 紛失・紛失の申請															①阪南市地域防災計画、②阪南市避難所運営マニュアル ①～②第1編総則第2章概要 ②P50(女性の視点を取り入れた避難所の運営)			
27301	島本町	4	4	3						3		3	4										10	1	10.0							
27321	豊能町	4	4	3						1	3	3	2										11	0	0.0							
27322	能勢町	4	4	2					忠岡町議会ハラスメント防止条例 第1条から第8条(本文省略)		1	2	2	2									7	0	0.0							
27341	忠岡町	4	4	1					議会議員政治倫理条例第3条第1項第8号 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (8)ハラスメント等公序良俗に反する言動または行為をしないこと。		2	2	3	2											13	2	15.4					
27361	熊取町	4	4	1						2	3	3	4										14	2	14.3							

